

# 利用の手引き

- 1 この調査は、福島県統計調査条例（昭和26年福島県条例第93号）及び福島県現住人口調査規則（平成12年福島県規則第62号）に基づき実施する調査で、本県の市町村別人口及び世帯数並びに人口移動の実態を明らかにすることを目的としています。
- 2 毎月1日現在の本県の人口は、前月初日から末日までを調査期間とし、令和2年10月1日に行われた令和2年国勢調査による人口及び世帯数の確定値を基に毎月の住民基本台帳による転入・転出者数及び出生・死亡者数を加減して得た数値です。
- 3 大熊町、双葉町及び浪江町については、人口（男女の内数を含む）または世帯数の推計値にマイナスとなる項目があるため、自然動態及び社会動態のみ表章しています。また、富岡町及び飯館村については、年齢（3区分）別人口にマイナスとなる項目があるため、「-」表示としています。  
なお、すべての項目の県計及び各計には、これらの町の住民基本台帳による増減数を反映しています。
- 4 表中の符号は、次のとおりです。  
「△」……………減少  
「0.0」……………表章単位未満  
「-」（ハイフン）……該当数値なし

## 【用語の解説】

### 1 自然動態

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| (1) 自然増減 | 出生－死亡           |
| (2) 出生   | 出生により住民票に記載された者 |
| (3) 死亡   | 死亡により住民票が削除された者 |

### 2 社会動態

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 社会増減 | 転入－転出  |
| (2) 転入   |  |
| ア 県内     | 県内の他市町村からの転入により住民票に記載された者  |
| イ 県外     | 県外の市町村又は国外からの転入等により住民票に記載された者  |
| ウ その他    | 転入の届出がないことにより職権で住民票に記載された者で従前の住所地が不明な者及び日本国籍取得の届出により「日本人住民としての住民票」に記載された者並びに日本国籍喪失の届出により「外国人住民としての住民票」に記載された者                        |
| (3) 転出   |  |
| ア 県内     | 県内の他の市町村へ転出した者。本調査では、この数値を転出先の市町村からの転入報告を基に算出している。したがって、福島県における県内転出の総数は県内転入の総数と一致するが、各市町村の県内転出数はその市町村において同月期に転出届等のあった実人数とは必ずしも一致しない。 |
| イ 県外     | 県外の市町村又は国外への転出等により住民票が削除された者   |
| ウ その他    | 転出の届出がないことにより職権で住民票が削除された者で転出先が不明な者及び日本国籍喪失の届出により「日本人住民としての住民票」が削除された者並びに日本国籍取得の届出により「外国人住民としての住民票」が削除された者                           |

### 3 人口動態

- |      |           |
|------|-----------|
| 人口増減 | 自然増減＋社会増減 |
|------|-----------|